

情市場 16 - 3
平成 16 年 3 月 22 日

会員各位

(社) 情報サービス産業協会
取引委員会委員長
瀧浪 壽太郎

システム開発業務支援に係る経常的な業務委任契約(いわゆるSES契約)の、
「改正下請代金支払遅延等防止法」における取り扱いについて

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月より「改正下請代金支払遅延等防止法(改正下請法)」が施行されますが、コーディング作業等のシステム開発業務支援に係る経常的な業務委任契約(特定の情報成果物の作成ではなく、親事業者の社内に常駐して様々な情報成果物の作成の業務を行うもの。いわゆるシステム・エンジニアリング・サービス(SES))が改正下請法においてどのような取り扱いとなるのか明らかでなかったため、これまで当協会としては取引委員会下請法部会(部会長: 森中章雄氏((株)新日鉄ソリューションズ))及び法的問題委員会企画部会下請法WG(グループ長: 大谷和子氏((株)日本総合研究所))が中心となって公正取引委員会等の関係機関に働きかけを行ってまいりました。

その結果、このたび公正取引委員会から回答がありましたので、取り急ぎその概要をご連絡いたします。

会員各位におかれましては、是非、社内の関係部署及び担当者にご周知いただきたく、よろしくお願い申し上げます(団体会員におかれましては、傘下企業にご周知くださいますようお願いいたします)。

敬具

担当: JISA 調査企画部 田畑 (htabata@jisa.or.jp)

システム開発業務支援に係る経常的な業務委任契約(いわゆるSES契約)の、「改正下請代金支払遅延等防止法」における取り扱いについて

Q 販売目的のソフトウェアを作成するため、コーディング作業等のシステム開発業務支援に係る経常的な業務委任契約(特定の情報成果物の作成ではなく、親事業者の社内に常駐して様々な情報成果物の作成の業務を行う。)を結ぶ場合があるが、役務の提供をさせていることから情報成果物作成委託に該当せず、下請法の対象とはならないと考えてよいか。

A コーディング作業はソフトウェアの作成行為そのものであり、形式的には業務委任契約又は業務請負契約により役務の提供を依頼している場合であっても、原則として情報成果物作成委託に当たる。この場合、発注書面上の「給付の内容」には「システム(ソフトウェア)開発支援業務」等と記載すれば足りる。また、1か月締切制度の場合には締切後30日以内に支払期日を定める必要がある。

なお、労働者派遣法の対象となる派遣は、下請法の対象とはならない。

【補足】

Q1 1ヶ月締切りではなく契約期間末締切りの場合はどうなるのか(当該取引の給付の受領を毎日と理解するなら結局1ヶ月締切りとなるのでは?)

A1 3条書面上、個別プログラムごとに納期を設定しない以上、業務と同時並行的に親事業者のコンピュータに記録されることをもって瞬間瞬間に受領が発生しているとみなさざるを得ない。したがって、当該受領から60日以内に支払期日を定める義務があり、1か月締切制度の場合には締切後30日以内に支払期日を定める必要があることになる。質問の支払方法は、契約期間の長さによることであるが、例えば3か月の契約期間終了後に支払うということは認められないことになる。

Q2 当初 - 補充書面方式ではなく当初書面が正式注文書であると認識してよいか。

A2 補充書面は不要。

Q3 5条書類として個別プログラムの納入日の記録を要するか。

A 3 A 1 の考え方により支払遅延を判断するので、個別プログラムの納入日の記録は下請法の義務ではない。但し、下請代金算定の根拠の記録は必要であるため、作業時間等を記載した報告書があれば可。

Q 4 支払期日について、実費精算払いをしている交通費等については、下請事業者からの請求額が明確にならない限り、支払う額を決めることができないため、下請事業者からの請求額の通知が遅ればそれに応じて支払いも遅れることになってしまうが、これについては考慮していただけないか。

A 4 交通費等の実費を含んだ額が下請代金の額であり、原則として、当該実費分についても受領後 60 日以内に定めた支払期日までに支払わなければ支払遅延となる。

したがって、下請事業者からの請求の遅れを理由として当該実費分の支払を遅らせることは認められないので、あらかじめ下請事業者が請求額を集計し通知するための十分な期間を確保するとともに、下請事業者からの請求が遅れるような場合には、速やかに請求するよう督促するなどの対応を採る必要がある

なお、下請事業者が実費額を把握できない費用（通信費等）について、下請事業者が通信事業者等から請求を受け取る時期が遅いことから実費額を確定することが不可能であり、親事業者の支払のための締め日に間に合わないという場合には、当該実費分を除いた下請代金を支払期日までに支払えば、直ちに違反とはならない（ただし、当該実費分については、確定後速やかに支払う必要がある）。